

## 子ども・子育て支援事業計画の変更について（報告）

### 1 背景

- ・地域子ども・子育て支援事業の実施においては、子ども・子育て支援法第6 1条第2項の規定に基づき、地域子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という）に当該事業を位置づける必要がある。
- ・当市では計画を第3次豊田市こども総合計画の第6章に記載している。
- ・今回は、以下に示す新たな事業の実施に伴い、計画を変更するものである。

### 2 実施する事業について

#### （1）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（以下、「多様な集団活動事業」。参考資料4-1参照）。

- ・無償化の対象となっておらず、かつ一定の基準を満たした施設を利用する、満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料に対して補助を実施（対象幼児1人当たり月額20,000円）。

#### （2）一時預かり（幼稚園型Ⅱ）事業（以下、「Ⅱ型事業」。参考資料4-2参照）

- ・保育認定を受けた2歳児について、幼稚園にて預かりを実施

### 3 変更詳細

別紙4-1「豊田市子ども・子育て支援事業計画 新旧対照表」のとおり。

#### （1）子ども・子育て支援新制度に関する記載（1～3ページ）

多様な集団活動事業について追記

#### （2）0～2歳児の教育・保育の量の見込みと確保の内容（4～5ページ）

- ①星ヶ丘こども園の閉園に伴う確保数の減少 0歳2名減、1・2歳18名減  
※園の定員分を減少
- ②Ⅱ型事業の実施に伴う量の見込みの減少 1・2歳12名減  
※令和3年度は1事業所実施（豊田星ヶ丘幼稚園）。定員分を反映

#### （3）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容について

- ①Ⅱ型事業の「事業内容」、「確保の方針」及び「量の見込みと確保の内容」について追記（6ページ）
- ②多様な集団活動事業に関して「事業内容」、「確保の方針」及び「量の見込みと確保の内容」について新規追加（7ページ）

### 4 事業実施時期

- ・多様な集団活動事業 令和3年10月1日施行予定（令和3年4月1日からの遡及適応を検討中）
- ・Ⅱ型事業 令和3年4月1日から実施

# 子ども・子育て支援新制度の概要

参考資料 4 - 1

【内閣府資料】

## 市町村主体

## 国土体

### 子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

#### 施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

#### 地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

### 子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

#### 施設等利用費

新制度の対象とならない幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

### 地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業  
・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬妊婦健診

### 仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

・企業主導型保育事業  
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）

・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

# 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援（案）

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1つ）にメニューを追加し、  
 ・地方自治体（市町村・特別区）の仕上げ  
 ・国で一定の基準を設けるものの地方自治体の裁量を認めることが可能な仕組み で実施。

## 1. 支援対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料：どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。

## 2. 基準額

対象幼児1人当たり月額 20,000円

ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

## 3. 給付方法

市町村等から保護者に直接給付する。

## 4. 対象施設等の基準

**【必須】** 以外は地方の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議。

職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員【必須】 有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師）</li> <li>○配置基準（幼児：活動従事者）【必須】 3歳児 20： 1 / 4歳以上児 30： 1 また、2人を下回ってはならない</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○面積基準：集団活動室 1.65㎡以上/人</li> <li>○設備基準：調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け</li> </ul>
対象施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開所時間【必須】 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上</li> <li>○保育の必要性のある子どもの割合【必須】 幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと</li> </ul>
非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>【必須】 ・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施</li> <li>・集団活動室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物（建物がない場合には、活動の実態に応じて必要と考えられる措置）</li> </ul>
幼児の処遇等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児一人一人の心身の発育や発達状況に基づいた適切な活動の計画を策定・実施</li> <li>・各施設等の活動方針に基づいた計画の策定</li> </ul> </li> <li>○給食：出す場合、年齢等に配慮した食事内容等</li> <li>○健康管理・安全確保【必須】</li> <li>○職員・子どもの帳簿の整備</li> <li>○適切な会計処理が確認可能</li> </ul>

## 5. 国と地方の負担割合

国、都道府県、市区町村 1/3ずつ

## 一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児定期利用の制度概要①

参考資料4-2

【内閣府資料】

【趣 旨】 子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児の迅速な受入れを推進する。

赤字：従来の一時預かり事業（幼稚園型）との相違点

【実施主体】 「子育て安心プラン」に参加する市区町村

【要 件】

(1) 実施場所

幼稚園（新制度園及び私学助成園） ※認定こども園は対象外

(2) 対象児童

3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。

(※) 本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約

(3) 設備基準・保育内容

保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡

保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。

(4) 職員配置基準

児童6人につき職員1人

(※) 上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合でも2人以上配置。ただし、必要教員数が1人の場合で、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員（常勤・非常勤を問わない）は1人で可

(5) 職員資格

・ 保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）

(※) 当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④更新講習を受講せず免許状が失効した者を含む

・ ただし、職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

(※) 本事業の担当職員のうちに保育士資格保有者を含めること。

## 一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児定期利用の制度概要②

### (6)開所日数・開所時間

対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。

### (7)給食

自園調理は必須としない（外部搬入の場合、調理室は不要）。

### (8)保護者負担

各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。

【補助単価】 基本分(8時間以下):1,850円、長時間加算(+1時間~+3時間):230円~690円

	8h	9h	10h	11h
基本分	1,850円			
長時間加算	—	230円(+1h)	460円(+2h)	690円(+3h)
合計	1,850円	2,080円	2,310円	2,540円

### 【留意事項】

- ・ 認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ（寄付行為の変更は不要）
- ・ 本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

豊田市子ども・子育て支援事業計画 新旧対照表

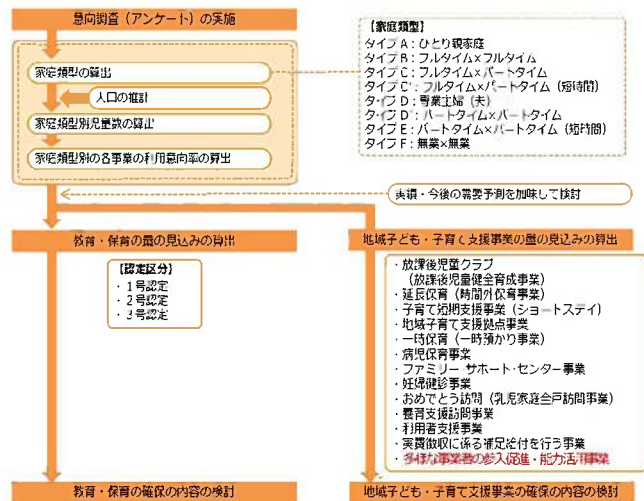
改正後	現行
<div data-bbox="286 331 958 375" style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>1 子ども・子育て支援新制度について</b></p> </div> <p>子ども・子育て支援新制度では、以下の子ども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。</p> <p><b>① 子育て支援の給付と事業の全体像</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <div data-bbox="320 507 613 1225" style="background-color: #d9d9d9; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">子ども・子育て支援給付</p> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">施設型給付</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認定こども園</li> <li>●幼稚園（新制度移行）</li> <li>●保育所</li> </ul> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地域型保育給付</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模保育 <small>（定員は6人以上19人以下）</small></li> <li>●家庭的保育 <small>（保護者の応募などにおいて保育を行います。定員は5人以下）</small></li> <li>●居宅訪問型保育 <small>（子どもの居宅において保育を行います）</small></li> <li>●事業所内保育 <small>（事業所内の施設などにおいて保育を行います）</small></li> </ul> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">施設等利用給付</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園（新制度未移行）</li> <li>●預かり保育事業</li> <li>●特別支援学校</li> <li>●認可外保育施設等</li> </ul> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">児童手当</div> <p><small>次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から中学校修了前の児童を養育している保護者などに手当を支給します。</small></p> </div> <div style="width: 48%;"> <div data-bbox="629 507 922 1008" style="background-color: #d9d9d9; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">地域子ども・子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後児童クラブ <small>（放課後児童健全育成事業）</small></li> <li>●延長保育 <small>（時間外保育事業）</small></li> <li>●子育て短期支援事業 <small>（ショートステイ）</small></li> <li>●地域子育て支援拠点事業</li> <li>●一時保育 <small>（一時預かり事業）</small></li> <li>●病児保育事業</li> <li>●ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>●妊婦健診事業</li> <li>●おめでとう訪問 <small>（乳児家庭全戸訪問事業）</small></li> <li>●養育支援訪問事業</li> <li>●利用者支援事業</li> <li>●実費徴収に係る補正給付を行う事業</li> <li>●多様な事業者の参入促進・能力活用事業</li> </ul> </div> </div> </div> </div>	<div data-bbox="1281 331 1953 375" style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>1 子ども・子育て支援新制度について</b></p> </div> <p>子ども・子育て支援新制度では、以下の子ども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。</p> <p><b>① 子育て支援の給付と事業の全体像</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <div data-bbox="1314 507 1608 1225" style="background-color: #d9d9d9; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">子ども・子育て支援給付</p> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">施設型給付</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認定こども園</li> <li>●幼稚園（新制度移行）</li> <li>●保育所</li> </ul> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地域型保育給付</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模保育 <small>（定員は6人以上19人以下）</small></li> <li>●家庭的保育 <small>（保護者の応募などにおいて保育を行います。定員は5人以下）</small></li> <li>●居宅訪問型保育 <small>（子どもの居宅において保育を行います）</small></li> <li>●事業所内保育 <small>（事業所内の施設などにおいて保育を行います）</small></li> </ul> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">施設等利用給付</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園（新制度未移行）</li> <li>●預かり保育事業</li> <li>●特別支援学校</li> <li>●認可外保育施設等</li> </ul> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">児童手当</div> <p><small>次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から中学校修了前の児童を養育している保護者などに手当を支給します。</small></p> </div> <div style="width: 48%;"> <div data-bbox="1624 507 1917 1008" style="background-color: #d9d9d9; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">地域子ども・子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後児童クラブ <small>（放課後児童健全育成事業）</small></li> <li>●延長保育 <small>（時間外保育事業）</small></li> <li>●子育て短期支援事業 <small>（ショートステイ）</small></li> <li>●地域子育て支援拠点事業</li> <li>●一時保育 <small>（一時預かり事業）</small></li> <li>●病児保育事業</li> <li>●ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>●妊婦健診事業</li> <li>●おめでとう訪問 <small>（乳児家庭全戸訪問事業）</small></li> <li>●養育支援訪問事業</li> <li>●利用者支援事業</li> <li>●実費徴収に係る補正給付を行う事業</li> </ul> </div> </div> </div> </div>



③ 量の見込みの算出の流れ

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和2年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととされています。

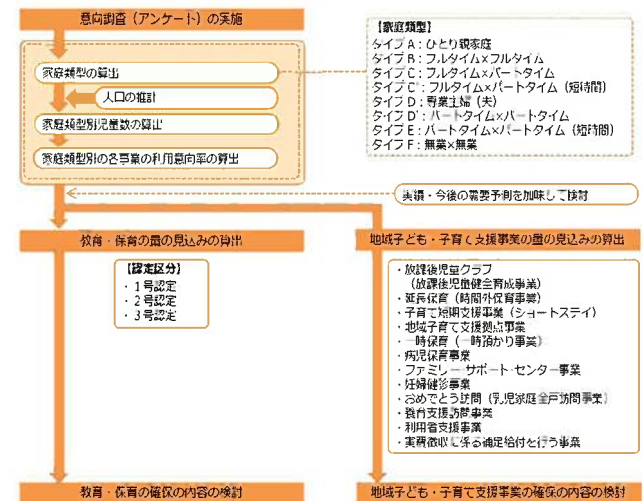
本市では、平成30年度に実施した意向調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しました。



③ 量の見込みの算出の流れ

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和2年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととされています。

本市では、平成30年度に実施した意向調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しました。



教育・保育の提供については、12 区域ごとに量の見込み及び確保の内容を設定します。  
また、地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童クラブを除く事業については、事業の性質を考慮し、市全域での量の見込み及び確保の内容を設定します。

教育・保育の提供については、12 区域ごとに量の見込み及び確保の内容を設定します。  
また、地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童クラブを除く事業については、事業の性質を考慮し、市全域での量の見込み及び確保の内容を設定します。

		事業名	提供区域
認可保育	(1)	3～5歳児（1・2号認定子ども）	12区域
	(2)	0～2歳児（3号認定子ども）	12区域
地域子ども・子育て支援事業	(1)	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	12区域
	(2)	延長保育（時間外保育事業）	全市域
	(3)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	全市域
	(4)	地域子育て支援拠点事業	全市域
	(5)	一時保育（一時預かり事業）	全市域
	(6)	病児保育事業	全市域
	(7)	ファミリー・サポート・センター事業	全市域
	(8)	妊婦健診事業	全市域
	(9)	おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	全市域
	(10)	養育支援訪問事業	全市域
	(11)	利用者支援事業（母子保健型）	全市域
	(12)	実費徴収にかかる補足給付事業	全市域
	(13)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	全市域

		事業名	提供区域
認可保育	(1)	3～5歳児（1・2号認定子ども）	12区域
	(2)	0～2歳児（3号認定子ども）	12区域
地域子ども・子育て支援事業	(1)	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	12区域
	(2)	延長保育（時間外保育事業）	全市域
	(3)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	全市域
	(4)	地域子育て支援拠点事業	全市域
	(5)	一時保育（一時預かり事業）	全市域
	(6)	病児保育事業	全市域
	(7)	ファミリー・サポート・センター事業	全市域
	(8)	妊婦健診事業	全市域
	(9)	おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	全市域
	(10)	養育支援訪問事業	全市域
	(11)	利用者支援事業（母子保健型）	全市域
	(12)	実費徴収にかかる補足給付事業	全市域

第6章

子ども・子育て支援事業計画



第6章

子ども・子育て支援事業計画





(2) 0～2 歳児 (3 号認定子ども)

(2) 0～2 歳児 (3 号認定子ども)

① 確保の方針

① 確保の方針

- ・今後、0～2 歳児のニーズ増加が見込まれますが、施設定員上は充足します。そのため、基本的には必要な保育士を確保することで、量の見込みに対応します。
- ・局所的なニーズの偏りについては、施設の増改築等により対応します。

- ・今後、0～2 歳児のニーズ増加が見込まれますが、施設定員上は充足します。そのため、基本的には必要な保育士を確保することで、量の見込みに対応します。
- ・局所的なニーズの偏りについては、施設の増改築等により対応します。

② 全市量の見込みと確保の内容

② 全市量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
全市	量の見込み	A 0歳	110	257	274	292	308	325	
		B 1・2歳	1,906	2,196	2,208	2,243	2,291	2,345	
		合計	2,016	2,453	2,482	2,535	2,599	2,670	
	確保の内容	0歳	こども園(保)	209	199	192	192	192	192
			幼保連携型認定こども園	79	101	121	121	121	121
			豊田市認証保育所	11	24	24	24	24	24
			小規模保育	4	4	8	8	8	8
			家庭的保育	0	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0
			事業所内保育	3	3	3	3	3	3
		C 合計	306	331	348	348	348	348	
		充足数(C-A)	196	74	74	56	40	23	
		1・2歳	こども園(保)	1,762	1,576	1,528	1,528	1,528	1,528
			幼保連携型認定こども園	558	772	857	857	857	857
豊田市認証保育所	208		327	327	327	327	327		
小規模保育	34		34	49	49	49	49		
家庭的保育	0	0	0	0	0	0			
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0			
事業所内保育	12	12	12	12	12	12			
D 合計	2,574	2,721	2,773	2,773	2,773	2,773			
充足数(D-B)	668	525	565	530	482	428			
合計(C+D)	2,880	3,052	3,121	3,121	3,121	3,121			

単位：人

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
全市	量の見込み	A 0歳	110	257	274	292	308	325	
		B 1・2歳	1,906	2,196	2,220	2,255	2,303	2,357	
		合計	2,016	2,453	2,494	2,547	2,611	2,682	
	確保の内容	0歳	こども園(保)	209	199	194	194	194	194
			幼保連携型認定こども園	79	101	121	121	121	121
			豊田市認証保育所	11	24	24	24	24	24
			小規模保育	4	4	8	8	8	8
			家庭的保育	0	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0
			事業所内保育	3	3	3	3	3	3
		C 合計	306	331	350	350	350	350	
		充足数(C-A)	196	74	76	58	42	25	
		1・2歳	こども園(保)	1,762	1,576	1,546	1,546	1,546	1,546
			幼保連携型認定こども園	558	772	857	857	857	857
豊田市認証保育所	208		327	327	327	327	327		
小規模保育	34		34	49	49	49	49		
家庭的保育	0	0	0	0	0	0			
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0			
事業所内保育	12	12	12	12	12	12			
D 合計	2,574	2,721	2,791	2,791	2,791	2,791			
充足数(D-B)	668	525	571	536	488	434			
合計(C+D)	2,880	3,052	3,141	3,141	3,141	3,141			



改正後

現行

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市の見込み	A 0歳	49	51	54	59	62	
	B 1・2歳	417	409	413	415	430	
合計		466	460	467	474	492	
園 確保の内容	0歳	こども園（保）	30	28	28	28	28
		幼保連携型認定こども園	14	14	14	14	14
		豊田市認証保育所	1	1	1	1	1
		小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
	C 合計	45	43	43	43	43	
	充足数（C-A）	-4	-8	-11	-16	-19	
	1・2歳	こども園（保）	236	218	218	218	218
		幼保連携型認定こども園	136	136	136	136	136
		豊田市認証保育所	18	18	18	18	18
		小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		D 合計	390	372	372	372	372
充足数（D-B）		-27	-37	-41	-43	-58	
合計（C+D）		435	415	415	415	415	

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市の見込み	A 0歳	49	51	54	59	62	
	B 1・2歳	417	421	425	427	442	
合計		466	472	479	486	504	
園 確保の内容	0歳	こども園（保）	30	30	30	30	30
		幼保連携型認定こども園	14	14	14	14	14
		豊田市認証保育所	1	1	1	1	1
		小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
	C 合計	45	45	45	45	45	
	充足数（C-A）	-4	-6	-9	-14	-17	
	1・2歳	こども園（保）	236	236	236	236	236
		幼保連携型認定こども園	136	136	136	136	136
		豊田市認証保育所	18	18	18	18	18
		小規模保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		D 合計	390	390	390	390	390
充足数（D-B）		-27	-31	-35	-37	-52	
合計（C+D）		435	435	435	435	435	

第6章

子ども・子育て支援事業計画

第6章

子ども・子育て支援事業計画



**(5) 一時保育（一時預かり事業）**

**① 事業内容**

＜私立幼稚園の預かり保育及び一時預かり（幼稚園型Ⅱ）＞  
 私立幼稚園での、通常の教育時間後や長期休暇中などに、保護者の希望に応じて保育を実施します。また、私立幼稚園で満3歳未満の保育の必要性認定を受けた児童を保育できる一時預かり（幼稚園型Ⅱ）を実施します。

＜その他の一時預かり＞  
 保護者の傷病、入院、育児疲れなどの理由により、家庭における保育の実施が一時的に困難となった場合に、こども園等での一時保育（一時預かり）やファミリー・サポート・センター事業により児童を一時的に預かります。

**② 確保の方針**

＜私立幼稚園の預かり保育及び一時預かり（幼稚園型Ⅱ）＞  
 ・量の見込みに対応した受入を行います。  
 ＜その他の一時預かり＞  
 ・一時保育、ファミリー・サポート・センターにおいて、量の見込みに対応します。  
 一時保育：過去5年間の実績の平均値を確保の内容とします。  
 ファミリー・サポート・センター：想定した量の見込みに対応した援助会員を確保します。

**③ 全市量の見込みと確保の内容**

＜私立幼稚園の預かり保育及び一時預かり（幼稚園型Ⅱ）＞

単位：人口

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
全市	量の見込み	1号認定による利用	33,731	26,228	25,442	24,933	24,434	23,946
		2号認定による利用	0	3,577	3,469	3,400	3,332	3,265
		3号認定による利用	—	—	2,808	2,808	2,808	2,808
	確保の内容	A 合計	33,731	29,805	31,718	31,141	30,574	30,019
		預かり保育	33,731	29,805	28,911	28,333	27,766	27,211
		一時預かり（幼稚園型Ⅱ）	—	—	2,808	2,808	2,808	2,808
B 合計	33,731	29,805	31,719	31,141	30,574	30,019		
充足数（B-A）		0	0	0	0	0	0	

＜その他の一時預かり＞

単位：人日

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	A 量の見込み	一時保育	4,459	5,174	5,174	5,174	5,174
		ファミリー・サポート・センター（就学前児童）	973	1,001	1,001	1,001	1,001
	B 合計	ファミリー・サポート・センター（就学前児童）	3,486	4,173	4,173	4,173	4,173
		B 合計	4,459	5,174	5,174	5,174	5,174
充足数（B-A）		0	0	0	0	0	



**(5) 一時保育（一時預かり事業）**

**① 事業内容**

＜私立幼稚園の預かり保育＞  
 私立幼稚園での、通常の教育時間後や長期休暇中などに、保護者の希望に応じて保育を実施します。

＜その他の一時預かり＞  
 保護者の傷病、入院、育児疲れなどの理由により、家庭における保育の実施が一時的に困難となった場合に、こども園等での一時保育（一時預かり）やファミリー・サポート・センター事業により児童を一時的に預かります。

**② 確保の方針**

＜私立幼稚園の預かり保育＞  
 ・量の見込みに対応した受入を行います。  
 ＜その他の一時預かり＞  
 ・一時保育、ファミリー・サポート・センターにおいて、量の見込みに対応します。  
 一時保育：過去5年間の実績の平均値を確保の内容とします。  
 ファミリー・サポート・センター：想定した量の見込みに対応した援助会員を確保します。

**③ 全市量の見込みと確保の内容**

＜私立幼稚園の預かり保育＞

単位：人口

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
全市	量の見込み	1号認定による利用	33,731	26,228	25,442	24,933	24,434	23,946
		2号認定による利用	0	3,577	3,469	3,400	3,332	3,265
		A 合計	33,731	29,805	28,911	28,333	27,766	27,211
	確保の内容	b 確保の内容	33,731	29,805	28,911	28,333	27,766	27,211
		充足数（B-A）	0	0	0	0	0	0

＜その他の一時預かり＞

単位：人口

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	A 量の見込み	一時保育	4,459	5,174	5,174	5,174	5,174
		ファミリー・サポート・センター（就学前児童）	973	1,001	1,001	1,001	1,001
	B 合計	ファミリー・サポート・センター（就学前児童）	3,486	4,173	4,173	4,173	4,173
		B 合計	4,459	5,174	5,174	5,174	5,174
充足数（B-A）		0	0	0	0	0	



**(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業****① 事業内容**

<地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業>

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を補助します。

**② 確保の方針**

保育課からの補助を実施します。

**③ 全市量の見込みと確保の内容**

単位：人

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	A 量の見込み	—	—	30	30	30	30
	B 確保の内容	—	—	30	30	30	30
	充足数 (B-A)	—	—	0	0	0	0

(新規追加)